

Title	桐生絹織物業におけるマニュファクチャについて
Sub Title	The Manufacture of the Silk Industry in Kiryu
Author	荒井, 孝昌(Arai, Takamasa)
Publisher	
Publication year	1974
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.17, No.1 (1974. 4) ,p.114- 132
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19740430-04050962

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

桐生絹織物業におけるマニュファクチャについて

荒 井 孝 昌

目 次

- はじめに
- 第1章 桐生織物業の歴史的概観
- 第2章 桐生におけるマニュファクチャについて
- 第3章 結 論

1. はじめに

桐生における絹織物業が幕末にマニュファクチャ的経営を現出させたということはしばしば論じられてきている。しかしその立論の方法は殆どの場合、織屋総数とその機台所有総数とを対比させ、算術平均によって織屋1軒当たり平均何台とし、それによって標準的マニュファクチャを析出しようとするものであった。しかしそれだけではその「標準的マニュファクチャ」なるものがいかなる生産形態であり、またその経営はいかなるものであったかという具体的イメージは浮んでこない。またその方法論的基礎はいざれも、マルクスの『資本論』およびレーニンの『ロシアにおける資本主義の発展』に置かれているが、その結論は種々に異っている。本論は桐生絹織物業のマニュファクチャに焦点を合わせ、諸先学のマニュファクチャ論を検討し、あわせて幕末から明治初期にかけての桐生をマニュファクチャ時代と規定する私見を述べるものである。

第1章 桐生織物業の歴史的概観

上野国ではすでに奈良時代から絹が特産品として知られていた。しかし絹織物業が産業としての意義を持つようになったのは近世に入ってからのことである。上野国の絹織物業の中心は桐生領、とりわけ桐生新町であった。桐生新町は天正から慶長の間（1600年頃）徳川氏の臣、大久保長安によって創設された。したがってこの町の性格は一種の政治都市ということができるが、しかし諸侯の城下町とはちがい、天領時代の代官手代、また私領時代の御役人の駐在地として近郷所領の触元と

いう意味を持っていた。したがってその住民も広義の農民といってよく、事実地持 251 戸は高持百姓であり、村高 321 石余をわけ持ち百姓としての年貢を負担していた。この桐生新町を中心としたいわゆる桐生領54カ村は、天領、大名領、旗本領の複雑な入組支配の関係にあった。そのうえ一つの村が数人の領主によって分割支配され、行政単位としての村と経済生活単位としての村とは必ずしも対応せず、したがって領主の支配力も十分にはゆきわたりにくいという特性を持っていた。しかし逆に、このことが農民にとって農村工業としての織物業を比較的の自由に発展させることができた原因であり、また領主が織物業に対し封建的諸規制を課し難い要因ともなっていたのである。^(註1)

近世の桐生地方における絹織物の発足は、桐生領54カ村が慶長5年(1600)の関ヶ原の役に際して徳川家康に旗絹として白絹 2,410 歪を献上したことに始まる。それ以後年々「御吉例御簾絹」として絹を上納し、また幕府から保護を受けるようになった。正保3年(1646)にはこの「御簾絹」が物納から金納になったが、これは絹織物の商品化を示すものと考えられる。享保16年(1731)には、それまで絹市が立っていた大間々の他に桐生新町にも絹市が立つようになった。当時の市は絹買が見世(店)を出し、そこへ生産者が絹を持込んで絹買に売るというものであった。時代が下って織物の種類が多くなると、市の張見世で取引されるものは中級以下のものに限られ、それ以外の高級品は主として注文にもとづいて、居宅買といって常見世を張って買入れるようになった。買次商は絹市の発生とともに形成されたのであるが、これ以前は生産者の家々を廻ってせり買する行商人のみがあり、彼らは都市の問屋の出先機関として織物の買付を行う代買人でもあった。桐生新町の玉上甚左衛門が享保6年(1721)に三井呉服店の絹買方となったのはその一例である。^(註2) 享保16年(1731)に買次は仲間を結成した。寛政3年(1791)の「桐生絹買仲間議定」によると、かれらは仲間保証金として20両を積立てて加入することになっている。この議定の主な内容は仲間の相互扶助と仲間外の取引の防止であった。ただ桐生の場合、仲間といっても幕府公認のいわゆる株仲間とはちがい、幕府に対して冥加金を認めないのであるから、法の上から見れば私設組合で、幕府から特権や特別の保護は受けられなかった。^(註3)^(註4)

幕府は貞享2年(1685)中国から輸入されていた白糸の輸入を制限した。このため京都西陣における生糸の需要が激増し、それを補うために正徳2年(1712)国産和糸の生産が奨励された。こうした全国的な動きを背景として、桐生と京都西陣との取引が盛んになった。西陣への糸を「登せ糸」といったが、桐生の生糸が西陣へ送られたのを契機に、西陣からは種々の技術が桐生に導入された。まず染色整理の技術が伝えられ、次いで元文3年(1738)に高機が導入された。それまでの桐生の織

(註1) 例えば広沢村の場合、榎原、石尾、鳥居の3人の旗本に分給されていた。

(註2) 「桐生織物史」上, p.98.

(註3) 「日本産業史大系」4巻, p.305.

(註4) 「桐生織物史」上, 361.

機はいざり機といわれる技術的に生産力の低いものであったが、高機の導入により、西陣の織物に匹敵する高級織物が生産されるようになった。こうして18世紀初頭から桐生をはじめとして全国的に地方機業が発展しはじめ、18世紀後半になると関東各地にも機業が勃興してくるが、特に桐生近郊では絹および絹綿交織の足利機業の発展がめざましかった。それまでの足利は「世は桐生織物あるを知って足利織物あるを知らぬ」^(註5) 状態であり、事実足利織物はいったん桐生市場に持込まれ、桐生織物の名において売買されていた。その足利がめざましい発展をみせ、やがて桐生市場からの独立を図るに至った。桐生方の反対にもかかわらず、天保3年(1832)にはついに足利絹市が開設されることになったのである。足利では天明年間(1780年代)に桐生から高機を導入、文化文政の頃(1804—20)にはその数を増し、天保年間(1830—43)には桐生の1,500~1,600機に対して足利郡内の18~9カ村で、およそ15,000余機といわれるまでになり、桐生領の機織職人を高給で召抱え、1軒で^(註6) 20, 30 さらに50機、100機も所有するような織物業者が出現してきたと伝えられている。もっともこれは桐生方の文書に述べられていることであるから、ある程度誇張があるものと推測される。しかしこのように足利が発展した理由はなにかというと、それは桐生と足利の織物の種類の相違によるものと考えられる。元来桐生は京都西陣の技術を導入し、関東の西陣になることを目標にしてきた。したがってその織出す織物は高級品を主体としていたので、技術的にも高度なものが多く、またその技術を隠すために各織屋は自家に作業場を設け、染色、製織、仕上げを総て自家作業場で行うもの多かった。これに対し足利は同じ絹織物でもより大衆的な製品かまたは絹綿交織物を主としていたため、それ程高度の技術も必要とせず、また隠さなければならないような技術もなかつた。さきに足利には20, 30, また50機、100機も所有する織屋があると述べたが、それは1カ所にそのすべてを置くのではなく、農家に織機を貸し与える、いわゆる問屋制前貸、即ち賃機を行っていたのである。勿論桐生地方にも賃機は広く行われていたが、その需要の限界、技術的高度さおよび技術秘匿の必要性が桐生の1,500~1,600に対して足利の15,000という差となって現われたと考えられる。このように桐生と足利との差は賃機の多少によるものである。

ところで賃機即ち問屋制前貸とは、有力な織屋が小生産者に機台、原料糸その他生産に必要なもの一切を貸し与えて生産を行なわせ、その織貯を前貸する制度である。このような賃機が桐生においていつの頃から行われるようになったかは明らかではない。ただ文政7年(1824)の「織屋仲間掲」には賃機に関する取決めがなされているから、すでにこの頃には桐生周辺で賃機が広汎に行われていたものと思われる。賃機は資本を持たない小農が自己の資金では機台を購入することができず、

(註5) 「桐生織物史」上, p. 444.

(註6) 同, 中, p. 14.

(註7) この賃機は呼び方は異っていたが、当時全国はほとんど総ての機業地で行われていた。その呼び方は、西陣では賃機と仕入機。丹後では歩機。長浜では掛機。秋田では取替機。米沢では仕賃制度。尾西では出機である。

機台・機具1式を織元から借り受けて生産をはじめる場合と、自立生産者が自然の災害・貢租・諸負担によって窮屈化していく過程で織元から金銭の融通、原料の前貸をうけて織元に従属していく場合との二つが考えられる。この両者に重要な契機をなしたのが絹織物の原料代である。絹織物業では原価中原料代の占める割合は7割から8割に達した。^(註8) このことが高機が導入されて生産力が増大するほど、また小生産者が経営の重心を農業から織物に移せば移すほど、原料入手に多額の資金を要し、小生産者を織元からの前貸に依存せざるをえなくしたのである。

足利の勃興とともに幕末の桐生にとって痛手となったのは外国貿易の開始であった。生糸は横浜港からの主要輸出品の一つとなり、貿易開始後第2年度の万延元年(1860)には横浜港からの総輸出価額の66%を占めている。^(註9) この生糸は元来桐生の原料供給地であった武州、上州、信州よりのものであったから、必然的に桐生への生糸入荷は減少することになり、その結果原料糸価は開港後間もなく上中下各糸とも平年に比して約2倍に騰貴した。^(註10) このため開港後わずか1ヵ月後の安政6年(1859)^(註11) 7月には早くも桐生領の織屋から生糸貿易の禁止を願い出している。しかし貿易が中止されるわけもなく、したがって桐生市場は安政6年10月には休市の状態に至っている。これ以後明治10年頃(1877)にかけ桐生織物業は不況時代を迎えた。しかし明治10年頃からは政治的安定と景気の回復および政府の殖産興業政策により再び織物業が活発となった。その一つのあらわれが輸出用織物の生産を行った成愛社、縮緬機業会社等の設立であった。成愛社は明治13年(1880)に設立され、政府資金の貸与によって洋式仕上整理機を導入した。はじめ縞子を製織したが、のちには輸出用羽二重を製織するようになった。しかしその製織はすべて高機によって行われ、また縞子織は一部賃機に出されていた。^(註12) また縮緬機業会社は明治15年(1882)に設立され、はじめ縮緬の製織を目的としたが、のち輸出用羽二重をも生産した。輸出用羽二重は自社において生産したが、国内用絹綿交織縮緬は賃機によって生産された。「桐生織物史」によれば、その経営は「洋式機械など1台もなく、織機は全部倭機で、準備から仕上げ迄一切工場内において行って、純然たるマニュファクチャ」であったが、^(註13) 「本社は名は会社でもその実は合本組織による大元機屋(織元)」にすぎなかった。成愛社もこの縮緬機業会社もその出資者はいずれも桐生の有力な機屋と買次商であった。さらにこの後明治20年(1887)には日本織物株式会社が設立されるが、これが桐生における最初の機械制工場であった。

(註8) 「足利織物史」 p. 241.

(註9) 古島敏雄「産業史」 p. 36.

(註10) 同, p. 56.

(註11) 「桐生織物史」中, p. 91.

(註12) 同, p. 448.

(註13) 同, p. 481.

第2章 桐生におけるマニュファクチャについて

桐生におけるマニュファクチャについて述べる前に、いわゆるマニュファクチャ論争について一言触れておく必要がある。マニュファクチャ論争は昭和8年、服部之総氏と土屋喬雄氏との間に行われた論争である。服部之総氏は幕末の経済発展段階を手工業、あるいは問屋制家内工業の小工業段階であるとする従来の通説に対して、少くとも天保以降(1780年以降)を「厳密なる(本来の)意味でのマニュファクチャ時代」と規定した。ここでは旧説に対する批判とともに、服部氏の旧著「明治維新史」に対する自己批判も含まれている。氏の説くところは主に次の2点に集約される。

その第1点は、「全体として、もしくは一般的に農村家内工業および、同業組合的手工業が支配的であったということは、わが国封建時代のすべてに通じる規定であり、維新変革を遠くへだてる、直接それと何の関係もない、鎌倉時代にも、もっと前にも通じるのである。之に反して資本制小商品生産からマニュファクチャおよび資本制家内労働へ、さらにある場合には大産業へ、その工業が現実に発展したという事実こそは、幕末をおいては見られない。」大産業が輸入された場合でも、「貴族の玩具を輸入するのとはちがって、単なる好ずや醉狂で製糖工場や紡績工場が輸入されたのではない。それを迎えるための充分な経済的地盤があってこそ、従って既に単なる農家家内工業や同業組合的手工業の『支配的存在』とはちがった一定発展段階が基在してこそ輸入されたのである」として、明治以後の資本主義の発展が欧米資本主義の移植にすぎなかったとする説を批判し、欧米資本主義を受け入れる基盤がわが国に存在していたと主張したのである。

第2点は、「徳川時代にマニュファクチャはいかにも存在したが、それにもかかわらず、全体としては尚手工業および過小農生産および農家家内工業が支配的だったから、マニュファクチャとしての資本はまだ革命性を帯びるに至っていなかった、という見解は批判されなければならぬ。」として、先に述べた「厳密なる意味でのマニュファクチャ時代」説を打ち出したのである。服部氏の方法論はマルクスの「資本論」における次の記述に基づいている。「マニュファクチャが資本主義的生産過程の特徴的な形態として広く行われるのは、ざっと計算して16世紀半ばから18世紀の最後の3分の1期に至る本来のマニュファクチャ時代のことである。」「マニュファクチャは、社会的生産をその全範囲にわたってとらえることも、その深奥から変革することもできなかった。マニュファクチャは、都市の手工業と農村の家内工業という幅広い土台の上に経済的工芸作品としてそびえ立った。マニュファクチャの固有な狭い技術的基礎は、一定の発展度に達したとき、

(註1) 服部之総「服部之総著作集」第1巻、維新史の方法、p.113.

(註2) マルクス「資本論」第4篇12章。

(註3)

マニュファクチャ自身によって作り出された生産上の諸要求と矛盾するようになった。以上のようなマルクスの叙述に基いて、わが国の幕末から明治維新に至る時期の資本主義の発展を考察した結果、維新の変革を生み、その後の資本主義の発展をもたらした内部的要因を考えれば、当然幕末にマニュファクチャ段階が見出されねばならぬとしたのである。しかしここで注意しなければならないのは、「厳密な（本来の）意味でのマニュファクチャ時代」の内容である。「厳密な意味でのマニュファクチャ時代」とは、マニュファクチャが資本制生産方法の支配的形態となっている時代のことであるが、マニュファクチャは手工業を基礎とする性質上、先の『資本論』の引用部分にもあるように、「マニュファクチャは社会的生産を全範囲にわたってとらえることもできず、これを深奥から変革することもできなかった」のである。したがってマニュファクチャ時代といっても、社会的生産の全範囲がマニュファクチャに支配されるという意味ではなく、「マニュファクチャが資本制生産方法の支配的形態となっている時代」を意味するのである。服部氏の場合は今述べたような方法論に基づいているため、理論が先にあって史実がそれを追うということになり、史料の不十分なことは否定し難い。土屋喬雄氏はまさにこの点について服部氏の説を批判したのである。

土屋喬雄氏は「厳密な意味でのマニュファクチャ時代」即ちマニュファクチャが資本制生産において支配的であるということを証明するためには、マニュファクチャに先だつ手工業および問屋制的家内工業に関する周到な研究、分析が必要であるとしている。この分析がなされなければ「何が支配的かを決定的に規定することができぬ。また支配的と否とを決定する標準についても明白にされねばならぬ。然るに服部氏の規定の仕方は、手工業、問屋制家内工業の形態の分析、実証を殆んど——全くではないが——問題とせず、マニュファクチャの形態の若干を挙げることによって、簡単にマニュファクチャが支配的であったと断定される。そして支配的とは何かの考察もなされていないようである。」^(註5)土屋氏はこう述べた後、製糸業、織物業、醸造業、砂鉄製錬業、ろう製造業等におけるマニュファクチャの実例を挙げて、「マニュ的経営は従来一般に考えられていたより遙かに多かったという事実を読者に注意すると共に、それにも簡単にマニュが支配的であったという断定は未だ困難である。」^(註6)と結論づけている。この後、服部、土屋両氏による論争が続けられたが、方法論に重点を置く服部氏と、史料に基く実証に重点を置く土屋氏の意見はやや平行線をたどり、結着はつかなかった。しかし服部氏が提起したこの「厳・マニュ・時代」の問題によつて、その後のマニュファクチャ研究は単に実証的にマニュファクチャが存在したか否かを論ずるだけではなく、資本制的生産におけるマニュファクチャの意味を考察するようになったという

(註3) マルクス「資本論」第4編、12章。

(註4) 土屋喬雄「日本資本主義史論集」p. 140.

(註5) 同、p. 141.

(註6) 同、p. 160.

事は、服部氏の功績として高く評価されて然るべきであろう。服部之総氏の問題提起以後、桐生におけるマニュファクチャ研究も深められた。信夫清三郎氏は「近代日本産業史序説」(昭和17年)の序編で桐生織物業を取りあげ、そのマニュファクチャについて論じている。堀江英一氏は「近代産業史研究」(昭和23年)に絹織物業の分析を行い、桐生におけるマニュファクチャを「分散マニュ」と規定している。工藤恭吉、市川孝正両氏は「近世桐生近郊農村における一豪農の經營」(昭和30年、早稲田商学114)その他において桐生絹織物業について論じている。以下、信夫、堀江、工藤、市川四氏の所説について述べていく。

信夫清三郎氏の所説について。

信夫氏は研究の視点として、桐生織物業を都市的、ギルド的な西陣と対比させ、イギリス毛織物業におけるマニュファクチャに類似点を見出し、その序論において次のように述べている。「国内史的には桐生織物業(絹織物業)はマニュファクチャ発達の指標たるべき衣料(綿織物及び絹織物)生産を主導していたからであり、世界史的には、桐生織物業が都市的、ギルド的西陣に対抗して農村に展開されたこと、その農村を母胎としてマニュファクチャの発達がみられたこと、この二つの事実は、桐生織物業における発達の型を世界史的に典型的なイギリス毛織物業におけるマニュファクチャ発達の型と対比せしめる最大の好条件にほかならない。」
(註7)

桐生絹織物業をイギリスの毛織物業と対比させるというこの考え方は、大塚久雄氏の影響と思われる。ちなみに大塚久雄氏の「歐州經濟史序説」は信夫氏の「近代日本産業史序説」の5年前の昭和12年に出版されている。次いで信夫氏は「桐生織物史」にある天保6年(1835)の下の文書を引用して、桐生織物業にマニュファクチャが広汎に展開されつつあったとしている。

「近年次第に繁昌仕候ニ隨ひ、蚕飼等者相止メ、近辺者不申及、他国よりも糸買入、糸問屋多分に出来致、機屋共ハ銘々機織女並糸繰紋引等大勢召抱、渡世仕、尚又追々他国之者共多数入込、新町辺ハ不申及、在々村々迄借家致し、夫々渡世仕候者、多分ニ而、段々土地賑候ニ隨ひ、風俗自然与花麗ニ相成、辛労を厭ひ、安逸を歓び候人情故、自ら農等閑ニ成行、身元相応之百姓者、下男共多召抱、農業之儀者、多分下男に相任せ、其上、近年奉公人払底、給金昔の倍増に相成候ニ付、次第に作徳薄く成行、猶々農業疎ミ、唯々商ひ糸機等之渡世のミ専一ニ心懸候」
(註8)

信夫氏は上の文書から次の三点を読みとっている。(1)生産力の発達について、桐生においては、養蚕、製糸、製織の3工程がそれぞれ分化され、社会的分業が形成されつつあった。(2)製織工程において賃労働(者)にもとづく分業と協業が行われつつあった。(3)「下男共多数召抱、農業之儀者、多分下男に相任せ」のような「身分相応の百姓」にあっては、農業部門において雇農の使用が行わ

(註7) 信夫清三郎「近代日本産業史序説」p.4.

(註8) 「桐生織物史」中、p.5.

れるとともに、「商ひ糸機等之渡世のミ一専に心懸」けて、その經營をますます拡張していきつつあった。信夫氏はこれらのことといたずれも「マニュファクチャの広汎な展開を知らせる徵表には（註9）かならない」としている。マニュファクチャの具体的な例としては、同じく「桐生織物史」から引用して、下久方村の金子善右衛門が天保9年(1838)に「男女織工十数人を抱へ、機業に従事したこと、また大島五郎氏の「徳川時代桐生織物業の史的研究」(土屋喬雄『日本資本主義史論集』所載)からの引用として、弘化3年(1846)に山田郡広沢村には33軒の機屋に127台の織機がおかれていたが、最大の1經營が12台を擁し、それにつぐ2經營が10台を備えていたことをあげ、それらの事実ならば、「織機10台前後をならべ、織工十数人の協業規模をもつ標準的なマニュファクチャを想定することができる。」と主張している。さらに信夫氏は「桐生織物史」にある文書から数字を取りだして、經營数と機台数を対比させ、旗絹上納が開始された慶長直後(1600年頃)には、經營4,000に機台2,410であったが、天保、弘化年間(1840年頃)には、經營260～270に機台1,500～1,600となっているとして、「經營260～270に機台1,500～1,600という数字から算出すれば、1經營当たりの平均機台数は6台ほどとなる。この6台は平均であるから、そのうちから機台10台前後の標準的マニュファクチャを析出することは容易であろう」と述べている。しかしこのようにして一度は展開したマニュファクチャも、幕末の開港とそれに引続く動乱によって原料となる糸は海外輸出にまわされ、また高級絹織物の需要が減退すると經營を維持していくことができず、元来問屋制と密接に結びついて展開されていたマニュファクチャは「次第に問屋制度のなかに分解するという傾向さえ（註12）生じた」のであるとしている。

以上が信夫清三郎氏の「近代日本産業史序説」において述べられている桐生におけるマニュファクチャについての要約であるが、以下信夫氏の所説の問題点を1,2指摘しておく。信夫氏は「下久方村金子善右衛門が天保9年(1838)に男女織工十数人を抱え、機業に従事したこと、および弘化3年(1846)、山田郡広沢村には33軒の機屋に127台の織機がおかれていたが、最大の1經營が12台を擁し、それにつぐ2經營が10台を備えていた」ことをあげて、それらの事実から見るならば「織機10台前後をならべ、織工十数人の協業規模をもつ標準的なマニュファクチャを想定することができる」としているが、これだけの記述からでは、具体的にどのようなマニュファクチャ經營が行わっていたのかはっきりしない。「男女織工十数人を抱え」というのは、十数人の男女がすべて織物業に従事していたのか、それともそのうち何人かは織物業以外の、例えば農業とか家事の手伝いを行っていたのか明らかでない。山田郡広沢村の例は大島五郎氏の「徳川時代桐生織物業の史

(註9) 信夫清三郎、同、p.12.

(註10) 同、p.14.

(註11) 同、p.15.

(註12) 同、p.27.

的研究」からの引用で、これは次に述べる堀江英一氏の研究にも引用され、さらに大島氏が使用した史料である「弘化3年御旗絹一条連名帳」を工藤、市川両氏も使用して分析を行っている。工藤、市川両氏の研究によれば、広沢村の「最大の1経営が12台を擁し、それに次ぐ2経営が10台を備えていた」ことは事実であるが、それは10台、12台の機台を自分の家の作業場に並べて織物を生産していたのではなく、他人に機台を貸し与えていたのである。これについては後に工藤、市川両氏のところでくわしく述べる。次に信夫氏は経営数と機台数を対比させ、旗絹上納が開始された慶長直後(1600年頃)には、経営4,000に機台2,410であったが、天保、弘化年間(1840年頃)には、経営260～270に機台1,500～1,600となっているとし、これは慶長と天保、弘化の間に機業の集中が行われたためだとしている。ここで述べられている旗絹上納とは、関ヶ原の役に際して、桐生領54ヶ村の農民が徳川家康に織機1台につき絹1疋、計2,410疋の旗絹を上納したことをいうのであるが、その頃と天保、弘化との数字を単純に比較させるのは問題がある。確かに慶長の頃桐生領において絹織物が織られ、それがある程度商品化されて、織物によって相当の収入を得ていた農家があったことは事実である。しかしその当時使用されていた織機は「いざり機」であり、天保、弘化の頃使用されていた織機は生産性において格段の相違のある「高機」である。したがって慶長の頃と天保、弘化を比較して、簡単に機業の集中があったということはいえないし、機台数にしても、慶長の頃の「いざり機」2,410と天保、弘化の「高機」1,500～1,600を比較しても、それは比較の対象とはならない。

次に信夫氏が使用している史料について検討してみる。信夫氏がとりあげている「天保、弘化年間に経営260～270に機台1,500～1,600」という数字は、「桐生織物史」中巻にある天保9年(1838)の「縮緬献上向後機株取極貸渡度旨願書」によったものである。この願書の内容は、新興の足利に桐生方が圧迫され、不況に陥っているので縮緬献上という名目で上納金を幕府に納め、そのかわり桐生、足利一帯に機株を設置し、今まで誰れでも自由に営業することができた機屋を制限して、実際には足利において機屋を営むことができないようにしようとしたものである。したがってそこでは桐生方の窮状を訴えると共に足利方の隆盛を伝えている。「桐生織物史」にはこれに類似した文書がいくつか掲載されているが、それらにはそれぞれ織屋数、機台数が書かれている。それを示せば次のようである。天保8年(1837)「絹買仲間織屋仲間為取替議定之事」には織屋仲間として595名の署名と、このほかに22もしくは23名という附箋がついている。弘化3年(1846)「足利其外村高機皆止被仰付度願書下案」には足利側の機台数を示して「一軒に而式拾はた參拾はた又者五拾機百機余も織立候もの有レ之」としている。同じく弘化3年の「乍レ恐以ニ書付奉ニ願上ニ候」には「一軒に付、三拾機五拾機、あるいは百機余りも持候もの有レ之」とある。しかしこれらはみな桐生側の文書であるから、いずれも桐生の窮状を訴え、それによって桐生側の利益になるように心がけたものである。したがってその数字は誇張して手が加えられたであろうということは察せられ

る。事実、信夫氏が使用した天保9年(1838)の文書には桐生の織機数として1,500~1,600となつて(註13)いるが、弘化3年(1846)の別の文書には「当節は凡5,000~6,000機も有之」となっている。したがつて織屋と織機数を対比させて、織屋1軒当たり平均何台の織機を所有しているというようないい方をする場合には、研究者がどの文書の数字を使用するかによってその平均値もかなり異ってくる。その平均値の相違は下に示す通りである。

	(註14)
大島五郎氏	1戸平均23または10台
信夫清三郎氏	// 6台
堀江英一氏	// 2台半

このように織屋1軒当たりの機台所有数は桐生全体としてみる場合かなり異ってくるから、1軒当たりの平均機台所有数をもってマニュファクチャ検出の指標としようとする、まったく別の結論を導き出すことになる。即ち信夫清三郎氏の場合は先に述べたように、「1経営当たりの平均機台数は6台ほどとなる。この6台は平均数であるから、そのうちから機台10台前後の標準的なマニュファクチャを析出することは容易であろう。」という結論になる。これに対して堀江英一氏は「1戸当たり2台半ということになる。(中略) かくして桐生においてもマニュファクチャはいまだ例外的な存在の域を脱せず、農村副業的手工業としての小営業が一般的な存在であったようである。」というように、マニュファクチャを例外的存在として「分散マニュ論」を打ち出す結果となる。以上のように桐生全体としては、織屋1軒当たりの平均機台所有数は正確なところは不明だが、大島五郎氏の使用している弘化3年(1846)の広沢村の「御簾絹一条連名帳」にある織屋33軒に対して機台数127という数字は故意に変えられたものとは思えないから、広沢村に関しては織屋1軒当たり4台弱という平均値は信用するに足りるものと思われる。したがつて桐生全体としてもこの数字をあてはめて、織屋1軒当たり平均機台所有数を4台前後と考えてもいいのではないかと思われる。以上信夫清三郎氏の所説について述べたが、以下堀江英一氏の分散マニュファクチャ論について述べる。

堀江英一氏の所説について。

堀江氏はその著「近代産業史研究」において分散マニュファクチャ論を展開している。堀江氏によれば、一般のマニュファクチャでは資本が多数の直接生産者を「自由な賃労働者」として一定の作業場に集め、そこで彼らを分業と協業との関係に組織して、資本の生産力を増進させようとするものであるが、分散マニュファクチャにおいては、直接生産者を各自の作業場で働くせつ

(註13) 大島五郎「徳川時代桐生織物業の史的研究」(「日本資本主義史論集」所載) p.296.

(註14) 同, p.292.

(註15) 信夫清三郎、前掲書15.

(註16) 堀江英一「近代産業史研究」p.36.

(註17) 同, p.36.

つ、彼らを原料、製品の両市場から遮断して、彼らを「事実上の賃労働者」とし、しかも彼ら相互の間では分業と協業との関係を維持させようとするものであると規定している。いいかえれば、マニュファクチャでは同じ作業場で統一されている分業と協業が、分散マニュファクチャにおいては、生産工程がその部分工程を専門的に行う「事実上の賃労働者」に分化し、このような部分工程専業者を問屋が隸属せしめることによって、それらの部分工程を統一しているとするのである。^(註18) それ故、この分散マニュファクチャにおいては「事実上の賃労働者」と問屋が不可欠の条件となる。したがってこの分散マニュファクチャは二つの側面を持っていることになる。その1は、「手工業的商品生産が、農村副業として営まれつつ、その農村副業的手工業者の間に階級分化が行われ、そこに資本の直接生産者に対する支配が確立されていることであり(中略)、これは分散マニュファクチャのいわば資本的性格の問題である。」その2は「資本によって支配される農村副業的手工業者相互の間に分業と協業の関係が確立され、資本の生産力の発展が見られることであり(中略)^(註19)、これは分散マニュファクチャのいわば技術的性格の問題である。」としている。堀江氏は以上のように分散マニュファクチャを説明し、例として桐生の織物業を取りあげている。桐生の織屋は近世中期以降、特に幕末における階級分化の結果、マニュファクチャ、独立小営業、「事実上の賃労働者」の三つの範疇の織屋に分化したが、マニュファクチャ形成の傾向はあまり見られず、^(註20) 「事実上の賃労働者」の形成の傾向がもっぱら支配的であったとしている。このことを立証する方法として先に信夫氏のところで触れた織屋とその所有機台数を対比させ、織屋1軒当たりの平均機台数をだすという方法を用いている。堀江氏は天保8年(1837)「絹買仲間織屋仲間為取替議定之事」から、その年616~617名の織屋が存在したことを認め、また信夫氏が用いたのと同じ天保9年(1838)の「縮緬献上向後機株取極貸渡度旨願書」から天保9年には「1,500~1,600機の機台があったとして、1戸平均2台半と計算している。この結果「かくして桐生においてもマニュファクチャはいまだ例外的存在の域を脱せず、農村副業的手工業としての小営業が一般的な存在であったようである。」と結論づけている。しかしこのような「事実上の賃労働者」と問屋を基礎とする分散マニュファクチャも、堀江氏によれば最終的には次のように規定されている。「織元は分化した生産工程を専門的に担任する『事実上の賃労働者』たる部分工程専業者を一貫的に隸属せしめ、それによって分業に基づく協業を自己のために実現しているのである。織元は部分工程専業者を隸属化せしめることによって、分化された生産工程の経済的、技術的統一者になっているのである。かくして『分散マニュファクチャ』は問屋制家内工業の発展形態にすぎないのである。」^(註22) このように堀江氏

(註18) 堀江英一「近代産業史研究」、p.33以下。

(註19) 同、p. 10.

(註20) 同、p. 39.

(註21) 同、p. 36.

(註22) 同、p. 45.

は自ら「分散マニュ」を問屋制家内工業の発展形態にすぎないとしているが、こうした考え方はすでに柳川昇氏によって示されている。柳川氏は「桐生織物業における前貸制度」において次のように述べている。

「商業資本が小生産者の分業を可能ならしめ、生産過程が分業に基づく協業を基礎とするに至るや、われわれはここにマニュファクチャ的經營を基礎とした前貸制度の成立を見る。マニュファクチャ経営の特質は、純粹には多数の労働者が同一の作業場に統一されて、相異なる部分過程の専属器官として機能する点にある。が、マニュファクチャの機構は必ずしもその全過程が同一の作業場において遂行せられることを必要としない。例えば、多数の家内工業または小作業場が、それぞれ部分過程を遂行し、それらが全体として分業を基礎とする協業の関係に立つ場合にもこの經營組織は1個のマニュファクチャである。」^(註23)柳川氏の場合、このような分散マニュファクチャが桐生においていつ完成したかという時期の問題については明治維新以後としている。^(註24)堀江氏はこの柳川氏の説を幕末天保年間(1830年代)にまで溯らせたのである。

マニュファクチャを考える場合、それが問屋制と密接に絡み合っていることは周知の事実である。桐生の場合もマニュファクチャと思われる經營が、問屋制的性格を多分に具え、「貯機」、「出機」という形態でその周囲に多くの直接生産者を支配していた。このようなマニュファクチャと問屋制との絡み合いについて大塚久雄氏は次のように述べている。「典型的なマニュファクチャの場合、1個別資本の支配と指揮の下に、職場を中心に、いわば外業部としてそれを補充しつつ、周辺の小生産者や副業農家にさらに問屋制前貸の網がひろげられる。マニュファクチャを特徴づけるあの『分業にもとづく協業』は、実は単に職場の内部のみでなく、外業部たる周辺の小生産者たち(=家内工業)をも含めた全体のうちで展開されるのであり、したがって、この点からして明らかのように、そうした全体こそが——中心をなす職場だけでなく——一個のマニュファクチャと考えられねばならない。」^(註25)この場合重要なことは、あくまでも中心にマニュファクチャが存在し、それを補充する役割を持つものとして周辺の小生産者や副業農家が外業部として存在するということである。分散マニュファクチャ論においては、この中心となるマニュファクチャが存在しない。これが分散マニュ論の最大の弱点である。分散マニュファクチャは「問屋制家内工業の発展形態にすぎない」と堀江氏も述べているが、いわゆる問屋制前貸と分散マニュファクチャとの区別がはっきりしない。敢えて「分散マニュ論」をいう積極的な理由は見あたらないのである。分散マニュファクチャ論の最大の特徴であり、また最大の弱点は、各部分工程が所々方々に分散しているということであるが、このような生産構造をマニュファクチャと認めるか否かで分散マニュ論に

(註23) 柳川昇「桐生織物業における前貸制度」(「近代産業の生成」所載) p. 165.

(註24) 同, p. 166.

(註25) 大塚久雄「マニュファクチャの歴史的形態」(大塚久雄著作集第5巻) p. 208.

に対する考え方が異ってくる。現在のところ分散マニュ論を支持する人は少ないようである。

工藤、市川両氏の所説について。

工藤恭吉、市川孝正両氏は「近世桐生近郊農村の構造と織物業」において桐生絹織物業の分析を行っている。次に示す表は弘化3年(1846)の下広沢村の機台の集中状況を示したものであるが、この表をもとに次のような分析を行っている。「概ね7挺以上を有する織屋は、雇用労働力を主とし、自家労働力を従とする階層であると考えられるが、この層は、戸数においては21%を占めるに過ぎないが、機台数においては実に全機台数の50%を所有している。次に6ないし4挺を有する自家労働力を主とし、雇用労働力をこれに補充する程度のものと考えられる中位の織屋は、戸数並びに台数の百分比は、ほぼ均等な夫々15%、20%を示していると共に、その全体に占める位置は左程大きなものではない。これに対して自家労働力が中心をなすと考えられる3挺以下の零細な織屋は、戸数ではその64%と非常に大きな部分を占めるにもかかわらず、機台数の面では、僅かに30%を示すにすぎない。これによつてみると、幕末の段階における下広沢村の織物業は、既にかなり高い集中度を示しているといえよう。」しかしこのことからすぐに小商品生産者の分解の結果であるという結論を引き出すのは早計だとしている。それは主に次の二つの理由による。その第1はこの段階における基本的な土地所有解体の方向が、いわば農民層の封建的分解ともいべき地主=小作関係の創出、展開であつて、これに対応する営業の形態は、問屋制的な家内工業の形態が支配的であるといえること。また第2はこの段階の桐生における市場形態の歴史的性格は、安永10年(1781)の桐生領外機取立禁止規約、寛政9年(1797)の織屋仲間趣法書、文政7年(1824)の織屋仲間掟、天保9年(1838)の機株設置運動等々に見られるように、ギルド的規制制定への動きが見られること。以上2点からして、幕末までの桐生

(註27) の農村加工業は「小商品生産段階」であるとしている。この「小商品生産段階」という段階規定は、レーニンの「ロシアにおける資本主義の発展」にもとづいている。レーニンは資本主義的生産形態の発展を小商品生産、マニュファクチャ、機械制大工業の三段階に分けているが、いま工藤、市川両氏が桐生織物業の幕末における発展段階を小商品生産段階と規定したのは、今述べたレーニ

表1 機台の集中状況
弘化3年(1846) 下広沢村

所 有 機 台 数	戸 数		階層内機台数	
	実 数	比 率	実 数	比 率
12挺	1戸	3%	12挺	9%
10	2	6	20	16
8	3	9	24	19
7	1	3	7	6
6	1	3	6	5
5	3	9	15	12
4	1	3	4	3
3	6	18	18	14
2	6	18	12	9
1	9	28	9	7
計	33	100	127	100

工藤恭吉「近世桐生近郊農村の構造と織物業」(『経済史学』第8、9輯)

(註26) 工藤恭吉、市川孝正「近世桐生近郊農村の構造と織物業」(『経済史学』第8、9輯) p. 116.

(註27) 同、pp. 117—118.

の三段階の最初の段階であるとするものである。

工藤氏はさらに「近世桐生近郊農村における一豪農の経営」において、下広沢村、彦部家の分析を行っている。彦部家は永禄年間(1560年代)に下広沢村に定住し、その出身を中世的土豪を持つ旧家である。天保年間(1830年代)には38石余を持ち、下男下女合せて十数人を使用し、農間機稼ぎを行っている。桐生の織物技術は元文3年(1738)に西陣より高機の伝来によって急速に発達したとされているが、まだ当時の状況は西陣の技術に比較すると相当格差があった。その後天明6年(1786)京都西陣の紋工、小坂半兵衛が桐生に来てから飛躍的な進歩を遂げるが、帶地、能衣裳等の織物として用いられる金襷織は桐生近郊小俣村の山藤政八という者が創織したと伝えられている。この政八に染色法を教え、彼と共に京都に行き、西陣の織屋に住込んで織方を学び、先の金襷織を創織する契機を作ったのが彦部五兵衛であった。さらに帶地として用いられる黒縞子は彦部五兵衛によって織出されたものであると伝えられている。^(註28) このような高度の技術を有する彦部家は、桐生の織物業者の中で有力な存在であり、幕末天保期(1830年代)に至って、足利との対立が激化したとき、彦部家は桐生方の有力者の1人であった。

工藤氏はこの彦部家の嘉永年間(1850年代)の文書によって分析を行っている。それによると彦部家は嘉永5年(1852)に女子12名、男子4名の計16名の奉公人を使用していた。このうち女子奉公人12名の職名と人数は左のようである。^(註29)

機織 5名、 紋引 2名

手子 3名、 ばんし、 おはり、 各1名

手子は下働きの下女であり、紋引は製織に関する補助労働者、ばんしは番師、即ち炊事婦のことである。男子奉公人については2名が糸染、他の2名は農業および糸や織物の運搬等に従事していた。この年、彦部家は10挺の機台を所有し、その内5挺を自家に置き、今述べた5名の女子奉公人によって織物生産を行い、残り5挺は賃機として他家へ貸出されていたものと思われる。以上のことから工藤氏は、「男子奉公人中2名が糸染で織物に関係し、12名の女子奉公人のうち、『おはり』のような直接織物に関係のない下女を除いても、10名を越える下女が織物の各作業工程に配置され、染色から製織に至る作業を一貫して分業に基づく協業が行われていたことが知られるのである」と述べている。しかしこの彦部家も明治に入ると女子奉公人は1名になってしまう。これは安政の開港にともない生糸が輸出に向けられ、原料糸が不足したことと、高級織物の需要が減退したためであることは間違いない。しかしこの経営の縮小が何を意味しているかは重要な問題であり、信夫氏のいうところの「問屋制へと解消」していくコースも十分に考えられる。工藤氏もこの問題

(註28) 「桐生織物史」上、p.262.

(註29) 同、p.265.

(註30) 工藤恭吉「近世桐生近郊農村における一豪農の経営」(「早稲田商学」114号、) p.104.

(註31) 同、p.104.

(註32)

をいかに理解するかは慎重を期さなければならないと結んでいる。しかし市川氏の場合は、桐生の織物業を幕末においては「小商品生産段階」と規定すると共に、今までマニュファクチャとして把握されてきた彦部家のような経営も、「それらは特殊な織物を制織する——したがって単なる使用価値の生産にすぎない——作業場である」として、むしろマニュファクチャを否定しているの
(註33)である。

先に信夫清三郎氏の所説のところでは、主として史料の面から問題点を指摘したが、この工藤氏の研究によってさらに信夫氏の所説に問題のあることが明らかとなった。もう一度信夫氏の所説を引用すると氏は次のように述べている。「弘化3年(1846)、山田郡広沢村には33軒の機屋に127台の織機がおかれていたが、最大の1経営が12台を擁し、それにつぐ2経営が10台を備へていたこと。それらの事実から見るならば、織機10台前後を並べ、織工十数人の協業規模をもつ標準的なマニュファクチャを想定することができる。そしてその想定はさらに他の側面的な資料によっても裏付けられるのである。第1に、経営数と機台数から経営規模を見るならば、旗絹上納が開始された慶長直後には、経営4,000に機台2,410であったが、天保、弘化年間(1840年前後)には、経営260~270に機台1,500~1,600となっている。天保、弘化年間の桐生織物業は、新興足利に圧迫されて不況に陥っているが、その間に機業の集中が行われ、経営260~270に機台1,500~1,600という数字から算出すれば、1経営当たりの平均機台数は6台ほどとなる。この6台は平均数であるから、そのうちから機台10台前後の標準的なマニュファクチャを析出することは容易であろう。」

下広沢村において「最大の1経営が12台、それにつぐ2経営が10台」を所有していたのは事実である。しかし「それにつぐ2経営」のうちの一つである彦部家はけっして「10台の織機を並べて」生産を行っていたわけではなく、そのうち5台は賃機として賃織業者に貸し出されていたのであり、残る5台によってマニュファクチャ的経営を行っていたのである。この賃織業者は史料や統計の上に現われにくい性質を持っている。信夫氏のいう「経営260~270」の「経営」とは具体的に何を指すかといえば「機屋」即ち「織屋」である。ところが賃織業者は織屋の中には入らない。したがって信夫氏のいう「33軒の織屋に127台の織機」というのは、あくまで33軒の機屋が127台の織機を「所有」していたということであって、そのすべてを自分の家に置いて生産を行っていたということではない。桐生織物業の特徴は広汎な賃織業者の存在にある。勿論、信夫氏もこの賃織業者を無視するものではない。しかし「経営260~270に機台1,500~1,600、よって1経営当たり平均6台、このことから織機10台前後をならべ、織工十数人を持つ標準的マニュファクチャを想定することができる。」と結論を下すときには、実際に生産を行う「賃機」と織機を所有している「織屋」とを混同してしまっている。さらにこの賃機の問題を別としても、今までの研究者のほとんどすべ

(註32) 工藤恭吉「近世桐生近郊農村における一豪農の経営」(「早稲田商学」) 114号, p. 105.

(註33) 市川孝正「農村工業の展開」(「明治維新史研究講座」2) p. 63.

てが行ってきた織屋と機台数を対比させ、1経営当たり平均何台という機台の「平均所有数」を求めて、そこからマニュファクチャを検証しようとする方法は、確かに有力な方法の一つではあるが、その場合には個々の経営の充分な検討が必要である。このことは工藤、市川両氏も指摘しているが、この「平均値」という問題について大塚久雄氏は次のように述べている。「史実の中からマニュファクチャを検出しようとする場合、たとえば1経営あたりの平均雇用労働者といった平均数字は有用であるにしても、それに固執することは誤っている。平均数字なるものはその場合、一般に事態の真相をおしかくす傾向があるからである。」^(註34)桐生の場合でもこのことは注意されねばならず、単なる織機所有数の算術平均によっては、マニュファクチャを論ずることはできないのである。

結論

マニュファクチャの概念規定はいろいろとなされている。三瓶孝子氏は次のようにマニュファクチャを規定している。「機業マニユは同一機業資本家の命令の下に数人の賃労働者が同時に、同じ場所で機業労働に充用されるという生産形態であり、技術的には手機あるいはバッタン、足踏機等の道具に依存する。数人の労働者といったのは、マニユは分業と協業に起点を持つ故、賃労働者1人では成立しない。また賃労働者を若干雇用しても、家族従業者を生産の主要労働力とし、賃労働者を従とするものはマニユではなく家内工業である。何故なら、マニユは主要生産労働に賃労働を充用し、剩余価値を生み出させる資本制生産関係に基づくからである。賃労働を主要な生産労働とするところの工場の形態をとるには分業の数からみて、10人以上の規模を必要と見なした。」^(註1)大塚久雄氏は次のように概念規定を行っている。「歴史上ほぼ10人程度の働き手による経営内協業、しかもさしあたっては外部労働力たる賃銀労働者のみといわず、雇主およびその家族労働力をも含めてそうした10人程度の経営内協業が成立していたとすれば、すでにわれわれはこれをマニュファクチャとよんで差支えないのではないかと思う」さらにマニュファクチャとその前段階である小商品生産との区別については次のように述べている。「ほぼ5人程度の家族的協業が単純な小商品生産の上限(=最大規模)をなしており、これに外部から雇い入れる賃銀労働者を加えつつ、ほぼ6～9人程度の協業を過渡的段階として、10人程度の協業にいたれば、もはやこれを特殊＝資本主義的なマニュファクチャに転化したものとみなして、まず誤りがないのではないかと思われる。」^(註2)次にレーニンはその著「ロシアにおける資本主義の発展」において、小営業からマニュファクチャ

(註34) 大塚久雄「マニュファクチャの検出」(大塚久雄著作集、第5巻) p.181.

(註1) 三瓶孝子「日本機業史」p.356.

(註2) 大塚久雄「マニュファクチャの検出」(大塚久雄著作集、第5巻) p.183.

(註3) 同、p.184.

アに発展してくる様子をイサーニの「モスクワ県の営業」からの引用として具体的に次のように述べている。「2～3人の働き手では、ごくわずかな剩余しか経営者の手に入らないので、彼は働き手といっしょに働く。働き手が5人になると、経営主はすでにある程度まで手労働から解放されて、いくらかなまけ、そして主に経営主としての二つの役割（即ち原料の購入と商品の販売）を行えるだけの剩余を手に入れる。賃金労働者の数が10人になるか、あるいはこの数字を越えると、経営主は手労働をやめるだけでなく、労働者に対して彼の監督さえほとんどやめる。すなわち彼は労働者を監視する1人の職長をつれてくる。ここではすでに、彼は小資本家、本当の『根からの経営主』（註4）になる。」以上3者の述べるところからマニュファクチャの概念規定を要約すれば、(1) 同一作業場において、(2) 10人程度の働き手による、(3) 分業に基づく協業、ということができると思う。

次に桐生における絹織物業の幕末における発展段階をどのように考えるかという問題である。この問題についてはさきにマニュファクチャ論のところで述べたように、大きく二つの考え方分かれている。即ち信夫清三郎氏のように幕末を「巣・マニユ・時代」とする考え方と、市川孝正氏のように「小商品生産段階」とする考え方である。従来、「巣・マニユ・時代」またはマニュファクチャ時代に関してはいろいろな見解が述べられている。資本主義の初期の段階の一時代をとってみた場合、そこにはいろいろな生産様式がある。大規模なものは機械を持つ工場、手工業に基づくマニュファクチャ、また小規模なものは農家が自給自足のために織る織物などである。マニュファクチャ時代とはそのようないろいろな生産様式の中でマニュファクチャが支配的な位置を占めるというのではなく、資本主義的生産様式だけを全体の中から取り出してみた場合、マニュファクチャが他の資本主義的生産様式に比して支配的であるということを意味する。マニュファクチャの技術的基礎はあくまでも手工業であるから、社会的生産を根本的に変革することはできなかった。このことは機械制大工業の時代と比較してみれば明らかである。機械制大工業の時代には、生産量、労働者数のすべてにおいて他の生産様式とは比較にならないくらい圧倒的に優位を占めている。いいかえれば小生産者を駆逐していったのであるが、マニュファクチャ時代にはその技術的基礎が手工業にあったために、小生産者を駆逐しえなかつたのである。マニュファクチャ時代とは以上のような意味を持つものと思われるが、それでは桐生の織物業がいつからマニュファクチャ時代に入ったのか、またはいつからマニュファクチャが支配的になったのかを決定するのはなかなかむずかしい。このマニュファクチャ時代という時代概念について、矢木明夫氏は次のように述べている。「機械制大工業が支配的になりえない前段階という意味でマニュファクチャの時代を考えることはよい。また、マニュファクチャを一つも発生させえない小商品生産の段階ではマニュファクチャ時代を考えられないことも明らかである。しかし、小商品生産に本来必ずしも

（註4） レーニン「ロシアにおける資本主義の発展」大月版(2) p. 154.

優越しえないマニュファクチャが存在しながら、どの程度に成立してきたならマニュファクチャ時代に入ったかということになると難しい。つまり、この程度にしか考えられないのは、マニュファクチャの本的な性格によるものであり、マニュファクチャ時代とはその程度の時代概念といつてよいのではないかと考えている。^(註5)市川孝正氏が幕末における桐生を小商品生産段階と規定したのは、レーニンの考え方に基づいているのであるが、マニュファクチャをともなわない問屋制家内工業をレーニンは小商品生産段階に入れているから、桐生の織物業を特殊な織物を織る単なる使用価値の生産として、マニュファクチャを否定している市川氏としてはこの規定は当然のことである。

ところで、今までに桐生におけるマニュファクチャの例として具体的に示されているものは3例ある。そのうち二つは「桐生織物史」に記述されている下久方村金子善右衛門と桐生新町の吉田清助の場合である。しかし金子善右衛門については「男女織工十数人を抱え、機業に従事した」としか述べられておらず、吉田清助の場合も「御召縮緬の機数8台、夏物1台」としか述べられていない。これに工藤氏の研究によって広沢村彦部家の例が加えられたが、このように少ない具体例を補うものとして分散マニュのような考え方方が打ち出されたものであり、また信夫氏にしても、いったん展開したマニュファクチャも安政の開港によって桐生織物業が不況になると「問屋制度の中に解消」していくとするのである。そして桐生において再びマニュファクチャが本格的に展開するのは、明治20年代(1890年代)以後とされている。彦部家を初めとする桐生の有力な織元は、特殊技術を有し、しかもそれを隠すのに懸命であった。さきにマニュファクチャの例として述べた桐生新町の吉田清助もその御召の製織技術を隠すために作業場には板囲いをして、外部から見えないようにしたと伝えられている。このように高級織物の生産は、その技術を隠すためにマニュファクチャ的経営を行って、糸の精練、染色および製織という一貫作業を自家の作業場で行ったものであろうが、これを市川氏が説くように、「単なる使用価値の生産」だけと断定していいものであろうか。彦部家のような織元は、確かに技術を隠すためであったかも知れないが、10人前後の労働者によって、分業に基づく協業の一貫作業が行われていたのである。その場合には意図しなくとも、自然に単なる使用価値の他に剩余価値の生産も行われていると考えた方が妥当ではないだろうか。このことは桐生の絹織物の生産形態からも考えられる。桐生における絹織物業の生産形態は、元文3年(1738)の高機導入の前後ではっきり区別される。高機導入前後は、織屋は生糸商から仕入れた原料糸で白絹を織上げ、それに染色をほどこしていた。いわゆる「後染絹織物」であった。しかし当時の桐生の染色技術は西陣に遠く及ばず、高級品は白絹を京都の染屋へ送っていた。高機導入以後

(註5) 矢木明夫「農村工業の発展とマニュファクチャ」(「日本歴史」13) p.29.

(註6) 「桐生織物史」上, p.271.

(註7) 同, p.272.

は、天明3年(1783)岩瀬吉兵衛による水力八丁車の発明、さらに寛政2年(1790)の京都西陣の紋工小坂半兵衛が桐生に来住するようになって、桐生の製織および染色技術は飛躍的に進歩した。特に染色に関しては糸の段階で染めあげられ、それを製織する「先染絹織物」になったのである。高機導入以後の桐生絹織物の生産過程は次の6段階に分けられる。(1)撚糸。(2)糸縄。(3)糸練、染色。(4)機拵(はたごしらえ)。(5)製織。(6)仕上げ。撚糸は織元が仕入れた糸を撚屋(績屋、糸績屋ともいう)に送り、撚糸にすることである。これは天明3年(1783)岩瀬吉兵衛によって発明された水力八丁車によって行われる。この撚糸器は動力として水力を使用するため、それに適した地形が必要であり、大規模な器具を必要としたので、設備に多額の費用を要し、また作業内容も複雑だったことから撚糸工程の独立性は強く、織元の作業場に設置されることは皆無であった。^(註8)糸縄は撚糸を座縄器で管に繰返し巻取る作業である。これは立縄屋が行うが、織元の自家作業場で行われる場合もある。糸練、染色は染屋が行うが、織元の経営内で行われる場合もある。糸練は撚糸を灰汁につけて精練する作業で、精練された糸を染めあげる。精練、染色された糸は機工師によって機にセットされる。これを機拵という。機工師は模様師(紋屋)または機業家自身が考案した意匠にそって原料糸を機上にセットする。以上の準備工程を終えて製織工程へと移る。製織は織元の作業場で行われる場合と賃機によって行われる場合がある。最後の仕上げ工程の主なものは張工程である。張工程とは薄く軽目の織物生地に布海苔、膠等を混ぜたものを揉み込み、乾しあげて布地を良く見せる方法である。^(註9)白糊を用いれば吟手白張となり、色糊を用いれば色吟手張となる。以上述べた生産過程のうち、(2)から(6)までの工程を自家で行う織屋もあったのである。彦部家もこれらを自家で行っていた。したがって彦部家の場合はやはりマニュファクチャと考えた方が妥当であると思われる。

結論として、彦部家ののようなマニュファクチャ経営と考えられる織元が存在した幕末から明治初期にかけての桐生絹織物業の発展段階を「マニュファクチャ時代」と規定しても差し支えないと思われる。レーニンは「ロシアにおける資本主義の発展」において、マニュファクチャ時代とは小商品生産と機械制大工業を結ぶ輪であると述べているが、桐生における幕末から明治初期にかけてのマニュファクチャもまさにこの輪としての意味を持つものと考えることができる。

(慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程)

(註8) 木村隆俊「近世絹織物業における織元経営について」(「経済集志」第29卷第1号) p.153.

(註9) 同, p.145.

(註10) レーニン「ロシアにおける資本主義の発展」第6章、大月版(2), p.190.